

## —政策関連—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第 520 号 )

## —当局政策関連—

年初以来、中央政府は新型コロナウイルスの感染の影響を最小限に抑えるために各種支援策を発表しております。地方政府も、中央政府の方針に基づき、現地の状況に合わせた関連措置を引き続き打ち出しており、中国全土における操業再開の更なる拡大や、スポーツ等公開イベントにおける制限付き観客入場の容認などの動きが見られております。

ここでは当局政策の中で、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

**【政府当局の主な政策動向】**

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
財政部等	2020年中国国際サービス貿易交易会の開催期間において販売されている展示品に対する優遇税制に関する通知 財関税〔2020〕36号 (2020.9.4)  关于2020年中国国际服务贸易交易会展期内销售的进口展品税收优惠政策的通知 财关税〔2020〕36号 <a href="http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202009/t20200904_3581917.htm">http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202009/t20200904_3581917.htm</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2020年中国国際サービス貿易交易会の開催期間において販売されている限度額内の輸入展示品（国が輸入を禁止した商品、絶滅危惧種及びその製品、タバコ、酒及び自動車は含まない）に対し、関税や、輸入増値税、消費税を免除する</li> <li>➢ 付属資料（略）に挙げられた出展企業につき、同資料に記載された金額（売上高ベース）を上限に、当該優遇税制を享受することができる。その他の出展企業は、同2万米ドルを上限とする。具体的な企業リストにつき、北京市国際サービス貿易事務センターが決める</li> </ul>
国務院	北京市における新たなサービス業の開放拡大総合試行、国家サービス業の開放拡大総合示範区の建設作業方案に関する国務院の承認回答 国函〔2020〕123号 (2020.9.7)  国务院关于深化北京市新一轮服务业扩大开放综合试点建设国家服务业扩大开放综合示范区工作方案的批复 国函〔2020〕123号 <a href="http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/07/content_5541291.htm">http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/07/content_5541291.htm</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 発展目標： <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2025年を目途に、便利な貿易、投資を軸足としたサービス業開放拡大の政策・制度体系を構築し、市場化、法治化、国際化のビジネス環境を更に最適化し、産業競争力やリスクコントロール力を向上させ、全国のサービス業開放拡大の模範となる</li> <li>● 2030年を目途に、ヒト・モノ・カネ・情報の自由化を実現し、ハイレベルな国際通商ルールと結びついたサービス業の開放体系を確立し、サービス業の規模と国際競争力が世界上位になることを目指す</li> </ul> </li> </ul>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p style="text-align: center;">国务院</p>	<p>北京市における新たなサービス業の開放拡大総合試行、国家サービス業の開放拡大総合示範区の建設作業方案に関する国务院の承認回答 国函〔2020〕123号 (2020.9.7)</p> <p>国务院關於深化北京市新一轮服务业扩大开放综合试点建设国家服务业扩大开放综合示范区工作方案的批复 国函（2020）123号 <a href="http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/07/content_5541291.htm">http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/07/content_5541291.htm</a></p>	<p>（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ デジタルエコノミーと貿易の発展を推進する。北京市が特定分野において中央と地方のデータ連携を行うことを支持し、官民データシステムの接続を後押しする。デジタル貿易におけるブロックチェーン技術の応用を模索する</li> <li>➤ 海外機関投資家による適格国内有限責任組合（QDLP）の海外投資への参与を支持する。適格国内有限責任組合（QFLP）による上場銘柄への投資制限を段階的に緩和する。店頭市場「新三板」の改革を更に推進し、市場の流動性向上に取り組む。外商投資企業の国内上場サービスプラットフォームを立ち上げ、関連サービスを提供する。外商独資企業による私募ファンド運用業務の展開を支持する。私募投信会社は条件を満たせば、公募投信会社への転換を申請することが可能である。多国籍企業による外商独資ファイナンスカンパニーの設立を認める。条件を満たすファイナンスカンパニーによる外貨取引業務免許の取得を支持する。より多くの外資系銀行による投信カストディアン免許の取得を支持する。北京における外資系銀行による国債先物取引の解禁を検討する。証券会社による上海・ロンドンの預託証券相互上場におけるCDR（中国預託証券）業務の取り扱いを支持する</li> <li>➤ 海外通信キャリアがマイノリティ出資の合併会社を設立し、北京における外資系企業に対しVPNサービスを提供することが可能である。海外利用者に適したICP届出制の確立を模索する。北京と上海を結ぶICVの高速道路区間を建設する</li> <li>➤ 外資による教育訓練機関、営利性職業能力開発施設への参入を支持する</li> <li>➤ 外資による北京中独国際協力産業園、北京中日国際協力産業園におけるゼネラル・アビエーション分野への投資を支持する。条件を満たせば救急航空輸送サービスを提供することが可能である</li> <li>➤ 情報サービス業務（アプリケーションストアに限定）における外資出資規制を撤廃する。外資によるソフトウェア関連サービスの提供を奨励する。オープンプラットフォーム、ローコード開発プラットフォーム及びクラウドアプリケーションプラットフォームの発展を支持する</li> <li>➤ 金融機関による大手ハイテク企業とのフィンテック会社の設立を支持する。ハイテク企業に特化した融資サービスを開発する。北京において国家フィンテックリスク監視センターを設立する</li> </ul>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p style="text-align: center;">国務院</p>	<p>北京市における新たなサービス業の開放拡大総合試行、国家サービス業の開放拡大総合示範区の建設作業方案に関する国務院の承認回答 国函 [2020] 123 号 (2020. 9. 7)</p> <p>国务院关于深化北京市新一轮服务业扩大开放综合试点建设国家服务业扩大开放综合示范区工作方案的批复 国函 (2020) 123 号 <a href="http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/07/content_5541291.htm">http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/07/content_5541291.htm</a></p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国際的な公演イベント、芸術品及びスポーツ用品の展示会（交易会）の開催を奨励する。外資による文化・芸術公演団体へのマイノリティ出資を認める</li> <li>➤ 集積回路、AI、バイオ医薬品、重要材料等の生産と開発を手掛ける企業に対するハイテク企業の認定につき、開業してから1年以上経過、且つ中国国内にて発生した研究開発費が研究開発費全体の5割以上を占めるという条件を満たせば、「届け出後の即認定」を実行する。北京の特定地域における海外高度人材に対する優遇個人所得税の実施を検討する</li> <li>➤ 中関村国家自主創新示範区の特定エリアにおいて技術譲渡に対する優遇所得税を試行する。試行期間内に、所得税の免除を適用する課税額を500万元から2,000万元に引き上げ、優遇所得税の適用対象となる技術譲渡の範囲を拡大し、条件を緩和する。具体的には財政部、税務総局が関係部門とともに制定する</li> <li>➤ 自由貿易試験区に実施されているサービス分野の開放政策につき、北京の発展方針に合致する政策は、中央政府の承認を得てから北京に導入することが可能である</li> <li>➤ 資本項目外貨収入元転・支払便利化措置を北京全域に試行導入する。人民元・外貨一本化したクロスボーダー資金集中管理の試行を模索し、国際移動に対しマクロプルーデンス管理モデルを採用する</li> <li>➤ 海外高度人材に対し出入国や、在留、就労手続き、生活費の送金等の面で便宜を図る。外国人が永住権証明書をもって中国国内で会社を設立したり、国内会社に出資することを認める</li> <li>➤ イノベーション要素の越境流動円滑化の試行を行い、オフショアのイノベーション・起業活動を支援し、外国の科学者が政府支援ハイテクプロジェクトのリーダーを務めることを支持する</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">北京市政府</p>	<p>改革の更なる深化で外資プロジェクト関連作業の着実な実施に関する北京市発展改革委員会の通知 京発改規 [2020] 4 号 (2020. 9. 7)</p> <p>北京市发展和改革委员会关于进一步深化改革做好外资项目有关工作的通知 京发改规 (2020) 4 号 <a href="http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202009/t20200908_1999527.html">http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202009/t20200908_1999527.html</a></p>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
北京市政府	<p>改革の更なる深化で外資プロジェクト関連作業の着実な実施に関する北京市発展改革委員会の通知 京发改規〔2020〕4号 (2020.9.7)</p> <p>北京市发展和改革委员会关于进一步深化改革做好外资项目有关工作的通知 京发改規〔2020〕4号 <a href="http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202009/t20200908_1999527.html">http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202009/t20200908_1999527.html</a></p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ネガティブリスト及び『政府承認投資プロジェクトリスト』で承認が必要であるとされた外資プロジェクト、並びに関連産業政策により省級発展改革部門での届け出管理を適用するプロジェクトを除き、その他の外資プロジェクトは所在地の区級発展改革部門(北京経済技術開発区管委會)により届け出管理を適用する</li> <li>➤ 外資プロジェクトは承認手続きを行う際、国家発展改革委の『外商投資プロジェクトの承認と届け出管理弁法』で定められたものを除き、企業の財務諸表や、資本信用証明書、環境影響評価認可文書、省エネ審査意見書、国有資産による出資の確認文書の提供を不要とする</li> <li>➤ 『外商投資簡易・低リスク工程建設プロジェクト管理作業の着実な実施に関する通知』(京发改〔2020〕232号)に基づき、簡易・低リスクの建設プロジェクトにおける本市の管轄対象となる外資プロジェクトについて、承認から届け出管理に切り替える</li> <li>➤ 届け出手続きを簡素化する。届け出を行う外資プロジェクトは、北京市発展改革委のオンラインサービスプラットフォームを通じプロジェクトの名称や、事業者、所在地、事業内容、投資金額、出資側及び国別、出資比率等の基本情報や、ガティブリスト及び産業政策に適合する声明等を入力すれば完了することになる</li> <li>➤ 『外商投資奨励産業目録』に列記された奨励類外資プロジェクトにつき、投資総額以内で輸入した自社用設備に対し、ゼロ関税政策を継続する。関税免除の申請は北京市発展改革委に直接提出する</li> <li>➤ 各区の発展改革部門は重大外資プロジェクトの状況を把握し、投資促進活動に積極的に取り組み、製造業、ハイテク技術サービス業における投資総額5,000万米ドル以上の交渉中、契約済み、建設中の外資プロジェクトの情報を速やかに北京市発展改革委に報告しなければならない。先端技術、重要分野及び医療防疫プロジェクトにつき、投資総額に対する要求を緩和することが可能である</li> <li>➤ 投資総額10億米ドル以上の製造業、ハイテク技術サービス業のプロジェクトにつき、国家部門・委員会(官庁)の協調が必要な事項がある場合、積極的に国家発展改革委に報告し、組織間協働の強化により、重大外資プロジェクト誘致の迅速化に取り組む</li> </ul>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

1. 本件記載の情報は、法律上・会計上・税務上の助言を含むものではありません。  
法律上・会計上・税務上の助言を必要とされる場合には、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本件記載の情報の開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。  
当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本件記載の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本件の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与等を行うことを禁止します。
4. 本件記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。